

川口市既存ブロック塀等安全対策補助金のご案内

1. 対象範囲

- ・川口市内に存するブロック塀等

2. 補助対象ブロック塀等（以下の全てを満たすこと）

- ・通学路^{※1}に面したものであること。
- ・高さ 60cm を超え、亀裂、傾き等により倒壊の恐れがあること。
- ・国又は地方公共団体が所有していないこと。

※1 通学路とは学校長が定める児童生徒が小学校又は中学校へ通う道をいう。

3. 補助対象工事（市内業者^{※2}が施工したものに限る）

【撤去工事】

- ・撤去工事とは全部撤去又は部分撤去のことを言い、部分撤去に関しては地盤面からの高さを 60cm 以下にする場合に限る。

【改修工事】

- ・改修工事は以下の全てを満たすこと。

ア 建築基準法第 4 4 条に違反しないこと。

イ 安全な基礎に緊結すること。

ウ 軽量フェンスの下部にコンクリートブロック等を設置する場合は、2 段以下とし、かつ、軽量フェンスとコンクリートブロック等、コンクリートブロック等と基礎をそれぞれ緊結すること。

エ 擁壁を基礎とする場合は、軽量フェンス等の自重、軽量フェンス等が受ける風荷重、地震荷重等を考慮した上で、擁壁の安全性を確認すること。

オ その他建築基準関係規定に違反しないこと。

※2 市内業者とは市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者で、見積書や領収書等の発行書類を市内の住所地で発行できるものをいう。

4. 補助金交付要件（以下の全てを満たすこと）

- ・補助対象ブロック塀等の所有者。^{※3}
- ・本市の市税を滞納していない者。
- ・販売や収益を目的としていないこと。
- ・建築に伴わないこと。

※3 所有者が複数あるときは、補助金の交付申請を行なうことについて、所有者全員の同意を得ていること。

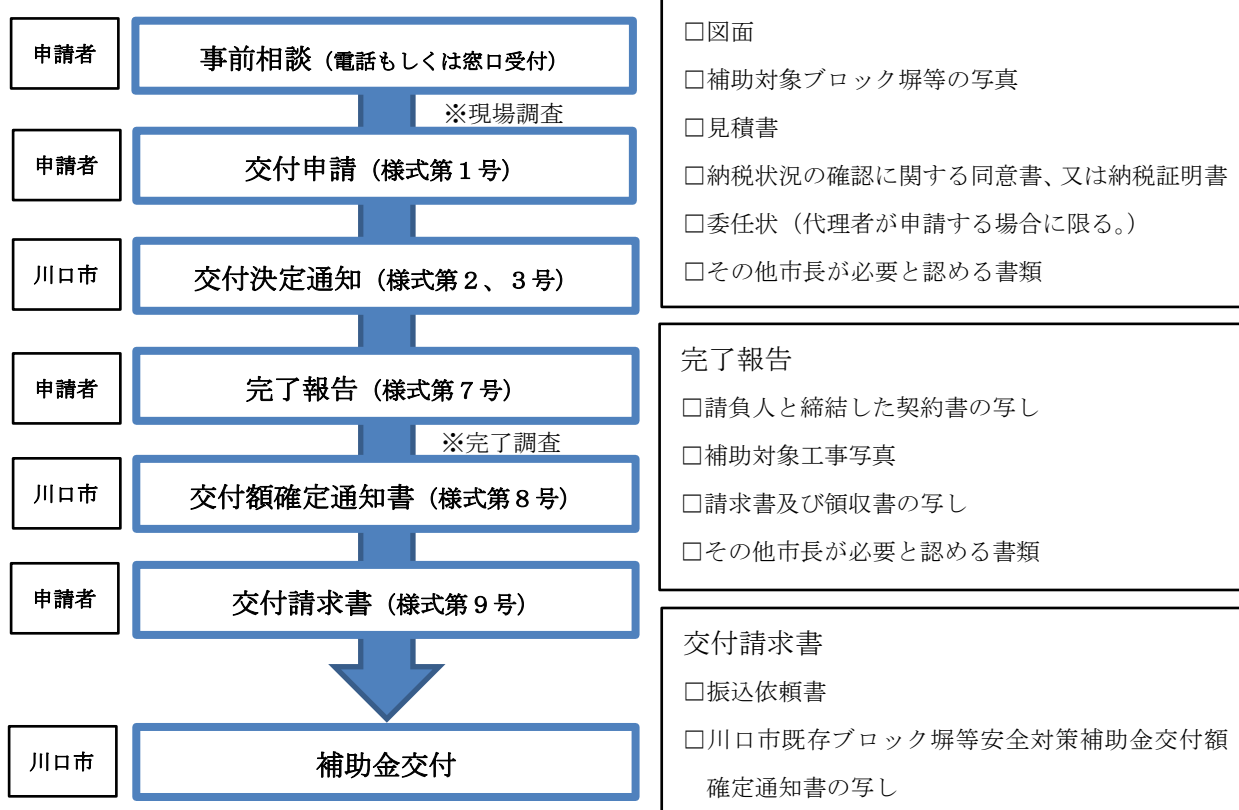
5. 補助額

撤去工事	改修工事
見付面積 ^{※4} 1 m ² に対する上限額は、 ・全部撤去工事 12,000 円 ・部分撤去工事 10,000 円 とし、以下の <u>いずれかの少ない額</u> とする。 補助対象経費の 2 / 3^{※5} 又は 30万円	設置長さ 1m に対する上限額は、 ・基礎を新設する改修工事 13,000 円 ・その他の改修工事 5,000 円 とし、以下の <u>いずれかの少ない額</u> とする。 補助対象経費の 2 / 3 又は 20万円

※4「見付面積」とは、道路の側から見たブロック塀等の面積。

※5住民税非課税世帯の場合、補助対象経費は 10/10 とする。

6. 手続きの流れ及び必要書類



申請窓口及びお問い合わせ先

都市計画部 建築安全課 建築調査係（鳩ヶ谷庁舎5階）

住所：〒334-8511 川口市三ツ和1-14-3 電話：048-242-6367（直通）

通学路に関するお問い合わせ先

学校教育部 指導課 指導係（分庁舎3階）

住所：〒332-8601 川口市青木2-4-11 電話：048-259-7662（直通）